

# 韓 国 の 農 地 制 度

は し が き

日本の植民地支配下の朝鮮において、農民の貧困を規定していた重要な要因の一つに地主制がある。

解放後、1950年に農地改革が実施され、若干の例外を除いていっさいの小作が禁止され、不耕作地主の農地は自営する農民に分配された。

地主制の廃止にもかかわらず、農地改革後、農民の生活状態は大幅に改善されたようには見受けられず、1960年代にはいっても「春窮」（冬作収穫前の食糧枯渇）状態が存在するとしばしば報道されている。農民生活の不安定は農民の土地所有を危うくし、事実、若干の公式資料や実態調査によって、小作制度の復活が確認されるに至っている。

はたして小作制度はどの程度まで復活しているのか。小作制度はどのようにして復活し、どのような条件のもとで行なわれているのか。農地改革後の農地の売買等所有権の移転はどのように行なわれているのか。法的手続きと実態はどれほど乖離しているのか。現行の農地制度はどのような点で農業発展を制約しているのか。農地所有に伴う以上のような諸問題の分析は韓国の農業発展を見通す上で、また種々の農業政策を立案する上で前提となることである。

従来、農林部の「農家経済調査」でも付随的に自作農地の小作地化傾向が立証されていたし、また1960年に行なわれた「農業国勢調査」では総農地に対する小作地率が把握された。以上のような諸調査に触発されて、農地所有にしばった包括的な調査が1965年に韓国土地経済研究所によって実施された。この調査は韓国ではこの種調査のおそらく初めてのもので、不備な点も少なくないが、韓国の土地所有の実態について、接近しうる大きな足がかりとなりうるものである。ここに、この調査報告書の概要をまとめ、今後の研究の資料に供したい。

## I 報告書の概要

報告書は1965年12月に行なわれた1182戸の農家に対するアンケート調査、六つの事例調査に基づいている。1182戸の農家は農林部が毎年実施している「農家経済調

査」の標本と同一にし、農家の経済実態については農林部の資料に因っている。

報告書は前段に、現状に至る農地制度の史的考察を配し、次に実態調査に基づいて農地制度の現状を述べ、後段に耕地整理、林野地活用問題を検討している。

ここでは、農地改革の成果、小作制度の実態、農地零細化について紹介する。

## II 農地改革の成果

1948年、韓国政府が農地改革を提唱したとき、韓国の農地所有は以下のように区分された。

a. 旧来の日本人所有土地はいっさいがっさい1946年に設立された新韓公社に吸収され、公社によって農民に貸し付けられていたが、1948年3月から、アメリカ軍政府によって農民に払い下げられつつあった。払い下げられた農地は24万5554町歩。また払下げを受けた農民は72万7632人である。

b. 韓国人地主所有の貸付地59万4709町歩。

c. 所有者によって耕作されていた農地（自作地）123万314町歩。

農地改革は解放以来の課題であったため、地主の中には、農地改革の実施を見越して、所有地の買却や自作地化などの応急策をとったものが多かった。解放直後の農地は147万町歩が小作地だったといわれているので、38万町歩ほどが1948年までに自作地化したことになる。

農地改革はa、bの農地のほか、cのうち3町歩以上を耕作する農家の3町歩を超過する部分を、地価を当該農地の年生産物の150%として政府が買収し、それを自耕する農民に再分配するというものである。なおaの農地はすでに払い下げられていたため、地価を統一しただけである。

さて、農地改革はその後さらに政治的なかけひきによって実施が遅れ、1950年に行なわれた。その結果は、aの農地のほかに解放された農地は33万1766町歩にとどまった。よって農地改革による全分配地は57万7320町歩で分配予定地83万3881町歩の69%、全耕地207万0577町歩の27.9%だった。分配予定地と実際分配地の差はなんらかの形で「自作地」化されたと思われる。

## 資料

**第1表** 農地改革前後の耕地所有規模別農家数  
とその所有耕地の割合(%)

1945年			1955年		
階層別	農家数	所有耕地	階層別	農家数	所有耕地
1町未満	72.1	10.4	1町未満	74.1	47.2
1～5町	23.8	40.0	1～3町	25.6	51.8
5町以上	4.1	49.6	3町以上	0.3	1.0
計	100.0	100.0	計	100.0	100.0

また農地改革の成果を農家の側からみれば、改革前、自作農が全体の16.5%、自小作農38.3%、小作農が42.1%、耕作しない地主3.1%だったものが、すべて自作農家になったことになろう。所有規模別農家数で見ると、改革を前後して第1表のとおり変化した。

第1表にみるように耕地所有は全体的に零細化した。

農地改革は、農耕地の再分配を通じて以上のような農地所有構造をつくりあげるとともに、3町歩以上農地所有の禁止<sup>(注1)</sup>、小作の禁止<sup>(注2)</sup>、小規模土地所有、自作自営の原則をうち立てた。

(注1) 土地生産性の低い山間地では5町歩まで認められた。

(注2) 一時離農、「位土地」、公共団体所有農地の場合に限り、小作を認める例外規定があった。

### III 小作制度の実態

#### 1. 小作地と小作慣行

農地改革によって自作主義の原則が樹立されたが、1965年に行なわれた農地実態調査によると、調査農家1136戸のうち、43%に当たる488戸が小作地をもっていた。また小作地の面積は調査総耕地1万0783反の18%に当たる1817反であった。この調査結果に基づいて全国の小作地総数を推定すると32万7332町歩前後になる。このような膨大な小作地がなぜ生じたか。

まず、農地改革によって公認されていた例外部分がある。すなわち、法は韓国の特殊な慣習である「位土地」<sup>(注3)</sup>については2反歩を限度として認定し、学校・寺院・公共団体の農地の小作を認めたほか、個人の農地でも病氣・公務従事・就学などの場合一時的な小作を認めた。また新開墾地については農地改革法の適用を除外した。本調査で検出された小作地のうち、個人所有地878反の一部を加えた残り全部が公認された小作地であった。1817反の小作地の種類別内訳は第2表のようになる。

違法な小作地率は8%程度と推定される。

**第2表** 小作地の種類別内訳

	面積(反)	百分率(%)
総小作地	1817	100.0
個人所有地	883	48.5
位土地	568	31.2
団体所有地	163	9.1
新開墾地	203	11.2

違法な小作地の発生の社会的基盤として農地の分配を受けた農家の困窮がある。農地の分配を受けた農家85戸に対する事例調査によると、分配農地460反のうち、1965年までに89反、比率にして19.3%を売却している。換え地を目的とした売却16反を除いても73反、比率にして17.8%にのぼる。売却の原因としては負債の整理、生計費補充が全体の半分以上になることから知られるように、農家の貧困に大きな原因がある。農業金融制度の不備から韓国の農民は高利の私金融に依存しているが、これは最終的には土地の売却によって返済する結果になることが多い。

いずれにしても、農地の15%、面積にして33万町歩程度が小作地化していると推定される。

つぎに農家についてみると、第3表のように分類される。

**第3表** 所有形態別農家数

自己所有地の比率	農家数	百分率(%)
80%以上	790	69.5
50～80%	176	15.5
20～50%	91	8.0
20%以下	79	7.0
計	1136	100.0

完全な自作農は648戸で全体の57%を占める。この調査に基づいて、全国の小作農家数(借地が全耕地の20%以上になる農家)を推定すると、69万8000戸、比率にして28.5%に達する。小作農家は耕作規模の小さな農家に多く、全体の77%弱が耕地規模10反以下である。

地主についてみると本調査はつぎのような諸点を明らかにした。

第1に、地主の数は674名検出され、貸付地は1名当たり平均2.6反歩にすぎなかった<sup>(注4)</sup>。

第2に、地主数674のうち同一または近隣部落に居住するものが67.9%を占め、32.1%が他郡に住む不在地主であった。

第3に、小作人との関係では親戚が46.6%を占め、他

人が36.6%、公共団体が16.5%になっている。

第4に、地主の職業は農民が55%、非農民が45%である。

以上の諸点を総括すれば、「新興地主」は小作人の近くに住む親戚の農民で自己所有地の一部分を貸与する者が多く、小作料収入に頼って生活する者はあまりないということになる。しかしながら、一方では全くの不在地主として、土地の生産物から分け前を得るための手段として土地所有をしているものも、小作禁止の法のもとで公然と存在するということが注目すべきであろう。

小作地の数量的な分布とその性格を上でみたので、つぎに、小作慣行の実態についてみてみよう。

#### (1) 契約と契約期間

1136戸の調査農家のうち、小作料を支払った農家は488戸で、そのうち7.3%に当たる36戸のみが文書契約をし、他は口頭契約であった。農地の賃貸借契約が違法のため、「位土地」には文書契約がかなりあった。また、契約期間は88.4%のものが定めておらず、1年としたものは8.8%にとどまり、2年以上の者は14戸のみであった。

#### (2) 小作料

小作料の支払形態は、小作地が田であるか畑地であるかによってかなり異なっている。水田の場合、現物・現金別では現物小作料が全体の96.4%を占め、また、定額・分益別では半々で、分益の率がかなり高い。これに比して、畑地の場合、現物・現金別では現金小作料が全体の26.6%になり、また、定額・分益別では定額が75.4%で、水田に比べて高くなっている。畑地での現物小作料は米が39.5%、麦が25.6%で食糧が多い。

小作料率をみると、小作地の総産出高の平均38.6%になり、分布をみると水田の場合第4表のとおりである。

第4表 水田における小作料率の分布

20%未満	64戸	22.8(%)
20~40%	89	31.7
40~60%	108	38.5
60~80%	20	7.0
計	281	100.0

#### (3) 地主の役割

地主は農地以外の生産要素を供給しない。営農指導も含めて地主が生産的役割をすることは全くなく、農地に対する投資(農地改良、水利施設)にも関心を示さない。

小作地の中で「位土地」は特異な立場にある。「位土地」は「宗中」(注5)の所有地であるが、耕作権は特定農家に属し、相続されている。墓地管理あるいは祭祀用の

支出は産出高の20%程度で、準自作地の取扱いを受けている。

#### 2. 擬装小作制度

口頭契約であれ、文書契約であれ、農地の賃貸借契約に基づき年々の生産物の中から小作料を支払っている小作関係のほか、事例調査によって2種類の擬似小作関係が知られた。調査が1,2の部落に限られていたので、これによって全国的な趨勢を推量することはできないが、農地問題の一端を物語るものとして以下に紹介しておく。

##### (1) 「伝貰」(注6) 制度

「伝貰制」は地主が一時離農する場合、小作料を取らずに、地価の3分の1を保障金として積ませ、通常2~3年の契約で貸与するものである。地主は保障金(現物の場合が多い)を離農資金にすることもあるし、銀行に貯金しておくだけで小作料より若干低い程度の利得を得ることができる。契約期間が過ぎれば、地主は保障金を返して貸与地を引き上げるか、または、保障金を返さないときは地価の3分の2を新たに受けて売却する。「伝貰」制度によって農地を貸与した農家は調査された部落(61戸)で2戸みられた。

##### (2) 「雇只」(注7) 制度

これは請負耕作というべきもので、請け負われる仕事の範囲によってつぎの三つに分かれる。

##### (イ) 「シムル」(注8) 雇只

これは稲作農作業の中で田植えのみを請け負わせるもので、通常の日雇労働と同じである。調査部落の場合、1000反歩の田植えを100リットルのもみで請け負わすのが普通で、これは、このあたりの農業労賃で換算すると1反当たり2.2日分になった。田植え期間中は労働需要が急増するため、あらかじめ「雇只」によって契約しておくのが慣行である。

##### (ロ) 「普通雇只」

これは田植えから収穫までを請け負わせるもので、これになると擬似小作といえそうだ。この場合前述の換算方法で4.4日分になる。同じ作業を日雇いで行なうと5日以上はかかるとされており、それに比して「雇只」は地主に有利である。

##### (ハ) 「トン」(注9) 雇只

耕起から収穫までいっさいを請け負わせるもので、事実上の1年契約の小作である。この「雇只」の場合、報酬は1反歩当たり11日分の雇用賃金に該当し、現物では0.625畝(1畝 $\times$ かます)=精白米約54キログラム)に相当

## 資 料

する。水田1反歩の平均米穀収量を3.3畝とすると、「トン雇只」はその19%弱しか分け前を得ていない。「トン雇只」は全面的請負といっても労働力を提供するのみ(小労働具は別)で、他の生産資材はすべて地主負担となるが、それにしてもこの分配率は小作制よりもはるかに地主に有利になっている。

以上のような種類の「雇只」制度は量的にどの程度の地位を占めているだろうか。

穀倉地帯となっている調査地の場合、総耕地の70%が3種の「雇只」のいずれかによって耕作されている。ごく小作制度に近似した「普通雇只」と「トン雇只」だけでも25%に達する。一地域の事例調査であるため、これでもって全国を類推するわけにはいかないが、小作制度禁止下の韓国農村では請負耕作による事実上の小作が相当程度普及していると考えられる。

(注3) 先祖の墓の整理、祭祀の費用を出すため一族で特に設定しておく農地。

(注4) これがそのまま地主の貸付規模と解するのは報告者の誤りではないかと思われる。地主は調査農家以外にも貸しているかも知れず、その部分は捕捉されない。したがって新興地主が大地主か小規模地主かは判断できない。

(注5) 一族。

(注6) jeonse. 貸切の意味。

(注7) goji. 前渡し賃金の意味。

(注8) siml. 植えるという意味の動詞の未来形。

(注9) tong. すべてという意味。

### IV 農地零細化の実態

農地改革は農地所有に3町歩という上限を設けて小規模自営耕作制度を普及させようとした。農地改革前後を通じ、経営耕地規模別農家数は第5表のように若干零細化の方向に推移した。

第5表 農地改革前後の耕地規模別農家数

耕地規模	1947年	1953年
	戸	戸
5反未満	894,775 (42.2%)	1,011,032 (44.9%)
5~10反	724,167 (33.3%)	768,600 (34.2%)
10~20反	409,204 (18.8%)	370,848 (16.5%)
20~30反	113,194 (5.3%)	95,722 (4.3%)
30反以上	31,095 (1.4%)	2,930 (0.1%)
計	2,172,435 (100.0%)	2,249,132 (100.0%)

その後、開墾地における所有上限の排除など、3町歩以上所有に対する法的規制がゆるやかになって、3町歩以上経営農家など上層農家の増大がみられたが、全体としては零細化の傾向にある。

農地拡大については3町歩上限が制約しているというよりも、一般農家は3町歩にはるかに及ばないところで農地を求めて争っている現状である。1964年、1965年の2年間に調査農家の販売農地は全体の3.5%で、また買入農地は3.2%であった。このような狭い農地市場こそ農地拡大の制約要因といえよう。ところで零細化の主要因をつぎに検討してみよう。

まず農地売買による零細化。農地売買の場合、売りと買いとは当然一致するから全体としての零細化の要因とはならないが、零細農家層の堆積の原因となる。農地の売買を耕地規模別にみると第6表のとおりとなる。

第6表 耕地規模別農地売買

	売 渡 し	買 入 れ
5反未満	102.8反歩	46.9反歩
5~10	109.6	72.2
10~15	79.4	88.4
15~20	52.6	33.9
20~25	24.8	53.0
25反以上	10.0	47.6
計 *	379.2	342.0

(注) \*売りと買いが一致しないのは標本の偏りのため。

第6表にみるように10反以下層は売り超で零細化を深めている。

第2に、相続による零細化をあげることができる。調査は全国5個部落を選定し、60年以来、相続のあった46戸について行なわれた。農地の相続は民法によって均分相続と規定されているが、事実は慣習的に行なわれている。相続は死後・生前それぞれに行なわれ、また長子単独相続、2人以上共同相続もそれぞれ行なわれている。いま46件の内訳をみればつぎのとおりである。

生前相続26件	完全相続10件	単独2件	相続者1名1件 長男の農地買取 1件
		共同8件	
死後相続20件	1部相続16件	分家12件	長子相続 10件 その他 2件
		養子2件	
		長男2件	
死後相続20件	単独相続12件	共同相続8件	

上にみるように、完全な意味で長子相続は46件中10件

第7表 農地所有形態別構成

農家経営規模	北朝鮮推計 (1963年)		本調査推計 (1964年)	
	農家数	所有農地面積	農家数	所有農地面積
10反未満	177万戸	51万町歩	176.0万戸	76.0万町歩
10～20反	50万戸	53万町歩	52.6万戸	69.1万町歩
20反以上	14万戸	24万町歩	16.4万戸	39.9万町歩
小計	241万戸	128万町歩	245.0万戸	185.0万町歩
地主	約10万戸	80万町歩 { 自営35万町歩 小作45万町歩	不明	(小作のみ)32.8万町歩

にすぎない。封建的な要素の多い韓国の農村でこのように分割相続が多いのは民法精神の普及というよりも、他産業への転出が固く閉ざされ、農村に滞留するほかない農村の次・三男層の自衛手段といえよう。ともあれ、46件中32件が農地零細化を事実上促進している。調査によれば分与前平均15.6反だったものが、分与後には8.5反に減少している。調査農家はいずれも大農に属し、分割後も経営規模においては平均水準が保たれているが、次代への相続を考慮すれば零細化の様相を推定できよう。

## 結 語

われわれはこの実態調査によって、小作制度あるいは「伝賃」制度・「雇只」制度などの請負耕作による相当数の農家の直接耕作からの離脱現象、他方に貧窮化または相続による農地の細分による零細農家層の堆積を知ることができた。そして企業的農家の進出を否定するものではないが、全体として韓国の農業経済は商品経済への適応による合理的経営の進展という方向よりも、細分化し、自給的、浪費的な方向へ逆戻りさせられているように見受けられる。

なお、北朝鮮の研究者が韓国で発行された統計資料・新聞などの部分的調査等に基づいて推計した農家の農地所有形態別構成<sup>(注10)</sup>と本調査による推計とを比較してみると第7表のとおりになる。

北朝鮮側の推計によると、地主の所有地は全体農地の39.1%に達し、本調査では18.0%である。北朝鮮の推計による地主所有地には、雇用労働、「雇只」による「自営地」もはいつている。本調査でも「雇只」の普及が知ら

れており、この面積を加算すると、たとえば、穀倉地帯での事例調査結果、総耕地の25%を適用して54.4万町歩を加えれば、87.2万町歩となり、北朝鮮の推計を越えてしまう。「雇只」は稲作に特徴的なものなので、水田にのみこの比率を適用すれば、31.8万町歩が加算されることになり、全体で総耕地の29.7%に当たる64.6万町歩に達する。

韓国における地主制の進展についてはいろいろな推定があるが、本調査によっても相当程度の進展を立証したことになる。

(注10)「南朝鮮農村の土地所有実態」、『南朝鮮問題』、朝鮮民主主義人民共和国、南朝鮮問題雑誌社、1965年9月号、60ページ。

(調査研究部東アジア調査室 谷浦孝雄)